②柔道整復にかかるときは

整骨院・接骨院で施術を受けた場合、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。健康保険は、治療を目的としたものであり、下記のように、「保険が使えない場合」の施術は保険の対象とはなりません。

○ 保険が使える場合 ○

外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫等(いわゆる肉ばなれを含む)

(例) 日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、 足首をひねったりして、急に痛みがでたとき ※骨折、脱臼については医師の同意が必要です (応急処置を除く)

× 保険が使えない場合×

- (例)・単なる肩こりや筋肉疲労
 - ・神経痛、リウマチ、ヘルニアなど慢性的な病気
 - ・脳疾患の後遺症などの慢性病
 - ・スポーツなどの肉体疲労からの回復目的
 - ・労災保険が適用となる仕事中のケガ

◎ご注意ください

保険が使えない場合、「国民健康保険が使える」と説明を受け整骨院・接骨院を受診されても、その治療費は、**全額自己負担する必要があります**。その場合、後日整骨院・接骨院から請求されるか、もしくは保険者である鏡野町から請求させていただくことになります。

●柔道整復師 (整骨院・接骨院) のかかり方

○負傷原因を正確に伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合は、国民健康保険は使えません。

また、交通事故の場合は、保険者である鏡野町保健福祉課(医療保険係)へ必ず連絡してください。

○病院での治療との重複はできません

保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険等の対象になりません。※施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。

〇療養費支給申請書の負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ず自分で署名しましょう

○領収書は必ずもらいましょう

領収書の無料発行が義務づけられています。領収書は「医療費控除」を受ける際にも必要になりますので大切に保管してください。

みなさんやご家族の方が病気やケガのため被保険者証で診療や施術を受けた場合に、保険者である 鏡野町から医療機関等に支払われる医療費は、みなさんが毎月納めている保険税によってまかなわ れています。病院や整骨院・接骨院は、正しくかかりましょう。

❸ジェネリック医薬品の使用で医療費を有効活用しましょう

◆ジェネリック医薬品とは

新薬の特許終了後に、新薬と同じ有効成分で製造されており、厚生労働省により、新薬と同等の効果と安全性を持つと認められた上で販売されています。開発費を抑えられるため、新薬に比べて低価格なのが特徴です。被保険者の負担を減らすだけでなく、国の医療費を減らすことにもつながります。

◆ジェネリック医薬品を希望する場合

病院や薬局、薬の種類によってはジェネリック医薬品を取り扱っていない場合がありますので、まずは、かかりつけ医や薬剤師に相談してください。

◆ジェネリック医薬品に関する差額通知書の送付について

鏡野町国民健康保険被保険者の方で通知対象となる方に、差額通知書を郵送します。ジェネリック医薬品に変更した場合の、自己負担額の減額見込み額を表示していますのでご参考にしてください。

お問い合せ先 鏡野町保健福祉課 医療保険係 電話 (0868) 54-2986